

神戸市保育所設置認可要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法第35条第4項及び第12項その他の法令に基づき、認可の申請及び届出の手續その他細則について、必要な事項を定める。

(設置位置)

第2条 保育所を設ける位置については、神戸市子ども・子育て支援事業計画に従い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「法」という。）第7条第4項に定める教育・保育施設の周辺における配置状況、地域における待機児童の状況、将来の保育需要等を踏まえ、判断するものとする。

(定員)

第3条 定員については、20人以上とするものとする。

(法令・通知の遵守)

第4条 保育所の認可にあたって、各法令を遵守するほか、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号。以下「295号通知」という。）等の通知に従い審査する。

(建築基準法の遵守等)

第5条 保育所は、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されている建物であるものとする。また、建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であるものとし、それ以前に建築されたものにあつては建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物であるものとする。

(職員に関する基準)

第6条 職員の配置については、神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月神戸市条例第75号。以下、「条例」という。）に従うほか、次の各号に定める基準を遵守するものとする。

- (1) 保育士の数の算定方法については、年齢別に、入所人員を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に

小数点以下を四捨五入することによるものとする。

- (2) 配置すべき保育士に、短時間勤務保育士を充てる場合は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日児発第85号）に定める要件を満たすものとする。
- (3) 調理員等の定数は、利用定員40人以下の施設は、1名以上、利用定員41人以上の施設は2名以上常勤職員を配置するものとする。利用定員151人以上の施設は、さらに1名の非常勤職員を加えて配置するものとする。
- (4) 施設長については、保育士又は社会福祉主事の資格を有するなど、社会福祉事業について知識経験を有し、かつ、児童福祉事業に2年以上従事した者あるいはそれと同等の資質を有すると認められる者であるものとする。

（設備に関する基準）

第7条 設備の設置については、条例に従うほか、次の各号に定める基準を遵守するものとする。

- (1) 乳児室又はほふく室については、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、3.3平方メートル以上であるものとする。
- (2) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる場合は、調乳設備や体を洗う設備、汚物を処理する設備等必要な設備を整えるものとする。
- (3) 乳児室・ほふく室・保育室及び遊戯室と調乳設備は、調乳を行う台の高さ以上の扉等で区画するものとする。

（運営に関する基準）

第8条 保育所の運営にあたっては、条例に従うほか、次の各号に定める基準を遵守するものとする。

- (1) 開所時間については、1日11時間以上とする。
- (2) 開所日については、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日以外は開所するものとする。

（苦情対応）

第9条 苦情処理の対応について、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日児発第57

5号)「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」(平成12年8月22日児発第707号)に定める苦情解決体制を確立するものとする。

(地域子ども・子育て支援事業の実施)

第10条 保育所は、法第59条に規定される延長保育事業や一時預かり事業等地域子ども・子育て支援事業を実施するものとする。

(認可申請)

第11条 市が行う公募で承認を得た事業者は、工事完了後、開園までに速やかに必要な添付書類を添えて「保育所設置認可申請書(様式第1号)」を市長に提出するものとする。

2 市長は、「神戸市市民福祉調査委員会」の意見を聴き、本要綱に定める要件を満たす場合は、認可し、「保育所設置認可書」(様式第2号。以下、「認可書」という。)を申請者に交付する。

3 市長は、前項の「認可書」の交付を受けた者のうち、社会福祉法人以外の者に対しては、「295号通知」に規定する条件を付すものとする。

(認可事項変更)

第12条 市長は、法令及び本要綱の基準を満たす「保育所認可事項変更届」(様式第3号)を受け付けたときは、「保育所認可事項変更届受理通知書」(様式第4号)を交付するものとする。

(廃止・休止承認申請)

第13条 認可を受けた者が、保育所を廃止又は休止しようとするときは、原則6か月以上前(幼保連携型認定こども園の認可申請を行う場合はこの限りでない。)までに、児童福祉法施行規則第38条に定める事項を記載した「保育所廃止・休止承認申請書」(様式第5号)を市長に提出する。市長は、適当と認める場合は、「保育所廃止・休止承認書」(様式第6号)を交付するものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し、必要な事項は所管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年3月26日から施行する。

(保育所設置認可等事務取扱要領の廃止)

2 保育所設置認可等事務取扱要領は、廃止する。

(保育所の職員配置に係る特例)

3 第6条に規定する職員の配置について、条例の規定に従い、保育所の職員配置に係る特例を適用する場合においては、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者

(2) 家庭的保育者

(3) 保育所、認定こども園又は地域型保育事業で保育業務に従事した期間が十分にある者(常勤で1年相当)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年2月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年10月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。